

河川法第55条(河川保全区域)の許可申請

◎河川に隣接して行う行為は、河川管理施設(河岸・堤防・護岸)を損壊又は脆弱にし、洪水時などに災害を招く恐れがありますので、未然に防止するため、一定の行為について制限があります。
そのため、次に該当する行為及び区域については申請が必要となります。

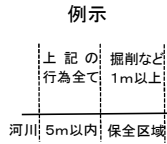
◎制限される行為

- 1 土地の掘削・盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(耕耘を除く)
- 2 工作物(建物)の新築又は改築

◎申請が必要な区域(さいたま県土整備事務所管内)

- ・河川境界から5m以内の場合は、上記の行為は申請が必要です。
- ・河川境界から5mを超えて保全区域内で掘削などが1m以上の場合は、上記の行為は申請が必要です。

水系	河川名	保全区域	申請先	提出部数	
※注1	利根川	綾瀬川	河川境界から 30m	さいたま県土整備事務所	正本 2部
	荒川	芝川(青木水門上流)	河岸から 30m		
	荒川	芝川(青木橋上流)	河岸から 10m		
※注2	荒川	芝川(青木橋下流~門樋橋上流)	河岸から 10m		
	荒川	芝川(門樋橋下流~領家水門)	河岸から 10m		
	荒川	新芝川	河川境界から 30m		正本 1部
	荒川	竪芝川	河岸から 20m		
	荒川	藤右衛門川	河岸から 20m		
	利根川	伝右川	河岸から 20m		
	荒川	菖蒲川	河岸から 20m		
	荒川	緑川	河岸から 20m		
	荒川	笹目川	河岸から 20m		
	荒川	鴨川	河川境界から 20m		



(注1): 綾瀬川の申請先はさいたま県土整備事務所ですが、河川改修・維持管理は総合治水事務所で所管しています。
さいたま県土整備事務所から必要に応じて総合治水事務所に協議(打合せ)のお願いをする場合があります。
(注2): 芝川(青木橋下流~門樋橋上流)の申請先はさいたま県土整備事務所ですが、河川改修・維持管理は川口市河川課で所管しています。
さいたま県土整備事務所から必要に応じて川口市河川課に協議(打合せ)のお願いをする場合があります。
●毛長川・辰井川に関しては保全区域はありません。

◎記入例(工作物の場合)

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

さいたま県土整備事務所長 様

申請者 施主(土地の所有者等)
連絡先 書類を作成した代理人等

別紙のとおり河川法第 55 条の許可を申請します。

(河川保全区域の工作物の新築等)

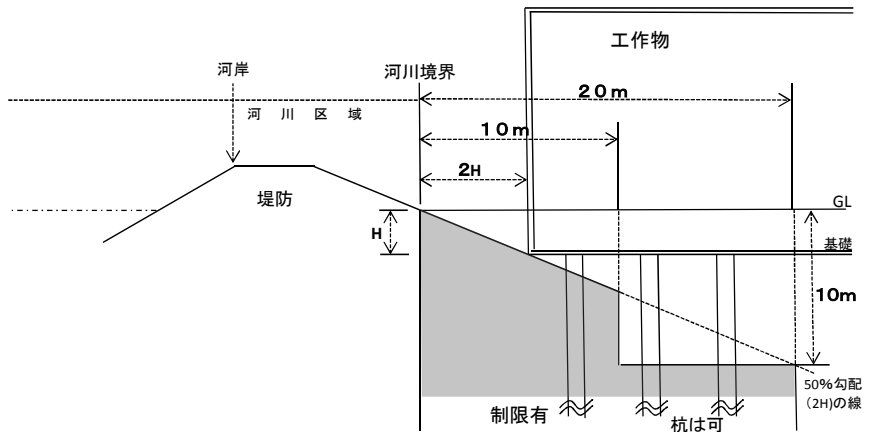
1. 河川名称 荒川水系 新芝川
2. 目的 工場兼事務所の新築のため
3. 場所 さいたま市南区沼影2-4-7
4. 工作物の名称又は種類 工場兼事務所
5. 工作物の構造又は能力 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建 延床面積 543.21㎡
6. 工事の実施方法 請負施工 又は 自主施工
7. 工期 日程を記入

◎申請の添付図面(工作物の場合)

- 1 位置図・案内図(住宅地図可)
- 2 工作物の土地の配置図(平面図)で河川境界からの距離がわかるもの
- 3 工作物の設計図(平面図・断面図)
- 4 工作物の地下構造のわかる横断面図(有堤部の図を参照)
※建築確認等で図面を作成している場合は利用して構いません。

◎制限の内容

- 1 河川に堤防がある場合(有堤部)
河川境界から10m以内の場合は50%の勾配(2H)の線より深くならないこと。
河川境界から10mを超えて20m以内の場合は10mより深くならないこと。
なお、杭については連続地中構造でない場合は、制限はありません。
(工作物の設置の場合、具体的には次のとおりです)



- 2 河川に堤防がない場合(無堤部)
河岸から3.25m以上離すこと。
できるだけ、河川境界から50%の勾配(2H)の線より深くならないこと。

さいたま県土整備事務所
河川環境対策・管理担当

住所 さいたま市南区沼影2-4-7
TEL. 048-861-2495

総合治水事務所

住所 春日部市緑町5-5-11
TEL. 048-737-2001